

# 松戸市町会・自治会集会所新築等補助金

## 概要

住民自治の振興を図るため、町会・自治会が行う町会・自治会集会所の新築、増築若しくは改築又は取得に要する経費の一部を補助し、住民のコミュニティ活動を側面から支援しています。

## 補助の対象町会・自治会等

地域住民の福祉の向上を目的として市民により自主的に組織された団体であること。

## 補助の対象集会所等

新築、増築、改築、取得の場合

・延べ床面積が49.5平方メートル以上(15坪以上)であること。

・建物の建設地が確保されていること。

・町会・自治会総意が確認できること。

・過去に補助金を使用した場合、処分制限期間(右表)を満了していること。

修繕の場合

・町会・自治会等の集会所を修繕する事業であること。

・補助対象経費が50万円以上であること。

・町会・自治会総意が確認できること。

・前回の補助金交付から10年以上経過していること。

※管理組合での申請はできません。

処分制限期間一覧	
構造	期間
鉄筋コンクリート造のもの	60年
金属造のもの ※骨格材の肉厚により 処分制限期間が変わります。	20年から 40年
木造のもの	24年

## 補助率

整備(建築等)に要する経費の内、補助対象経費の10分の8(80%)を乗じて得た額  
集会所の修繕に要する経費の内、補助対象経費の10分の5(50%)を乗じて得た額  
(※千円未満の端数は切捨てとなります)

## 補助の限度

整備(建築等)事業 2千万円

修繕事業 2百万円



## 補助対象外経費

集会所用地の購入又は借入れに要する経費

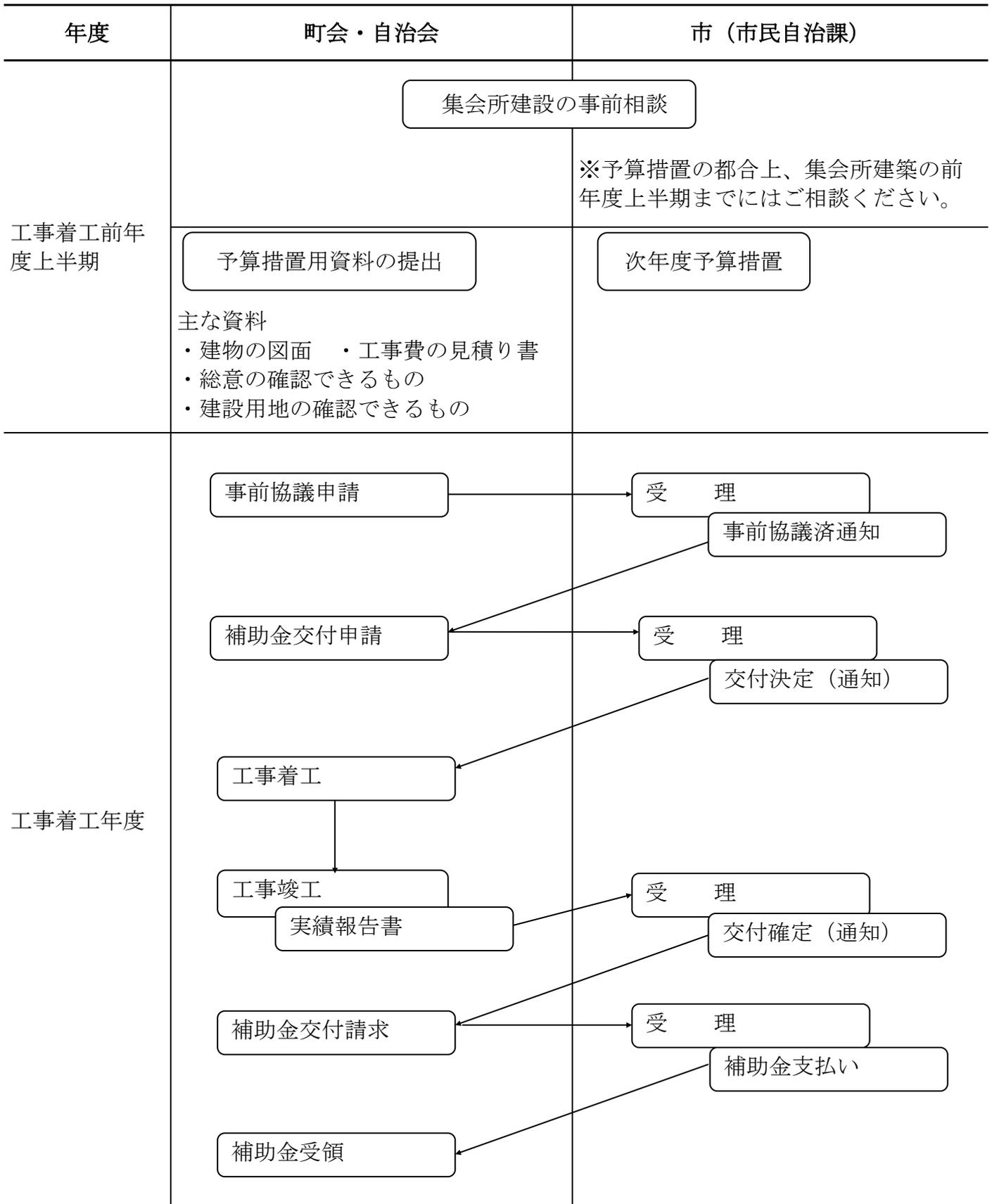
既存の建築物の解体又は移転に要する経費

物置、塀、門等の集会所附属物に係る経費

(建物対して必要以上の付属物も補助の対象外になります。【例】オーディオ設備等)  
事務的経費

- ・予算及び他の申込み事情により、ご希望の建設年度以降になる場合がございます。
- ・集会所の新築、増築などを予定している町会・自治会は、予算措置の必要がありますので、集会所建築の前年度上半期までに市民自治課までお知らせください。

## 町会・自治会集会所新築等補助金の流れ



※各種申請には提出必要書類がございます。書類については事前相談時又は事前協議申請前にご説明、お渡しいたします。

## 事前協議に必要な書類

- ・ 事前協議書及び事前計画書（第1号様式）
- ・ 図面（位置図・配置図・平面図・立面図）
- ・ 土地契約書（賃借の場合） ※町会の所有地であれば全部事項証明書
- ・ 総会議事録（建物の建築について総意が確認できるもの）
- ・ 直近の通帳の写し
- ・ 見積書（写し）

## 集会所新築補助金交付決定のための必要な書類

- ・ 町会集会所新築等補助金交付申請書（第3号様式）
- ・ 収支予算書（第4号様式）
- ・ 業者選定理由
- ・ 工事請負契約書及び契約内容が確認できるもの（写し）
- ・ 見積書
- ・ 建築確認済書（写し）
- ・ 図面（位置図・配置図・平面図・立面図）

## 集会所新築補助金交付確定のための必要な書類

- ・ 町会集会所新築等補助金交付実績報告書（第8号様式）
- ・ 収支精算内訳書（第9号様式）
- ・ 建築基準法第7条の2第5項の規定による検査済証（写し）
- ・ 防火対象物使用開始届出書（写し）
- ・ 領収書（写し）
- ・ 工事写真（着工から竣工までのもの）

### 《補助金交付例》

【例1】建設費総額 1,500万円 の場合

$$\begin{array}{rcl} 1,500\text{万円} & \times & 0.8 & = & 1,200\text{万円} \\ \text{(建設費総額)} & & \text{(補助率)} & & \text{(補助金交付額)} \end{array}$$

内訳)	建設費総額	1,500万円
	市の補助金	-1,200万円
	<hr/>	
	町会・自治会負担額	300万円

【例2】建設費総額 2,600万円 の場合

$$\begin{array}{rcl} 2,600\text{万円} & \times & 0.8 & = & 2,080\text{万円} & \rightarrow & 2,000\text{万円} \\ \text{(建設費総額)} & & \text{(補助率)} & & & & \text{(補助金交付額)} \end{array}$$

内訳)	建設費総額	2,600万円
	市の補助金（上限）	-2,000万円
	<hr/>	
	町会・自治会負担額	600万円

※上限額を超えている  
ので端数はすべて切り  
捨てとなります。